

水質汚濁防止法に基づく届出の手引き (事業者用)

令和2年3月
山形市環境部環境課

目次

I. 水質汚濁防止法に基づく届出について

1 届出の概要	2
2 届出の種類	2
3 届出の提出先	3
4 届出の流れ	4
5 届出に必要な書類	5

II. 記入例

1 特定施設設置届出書	
①第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設の例	8
②第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設の例 (雨水を含め、公共用水域に排水のない事業場)	16
③第5条第3項の規定による有害物質貯蔵指定施設の場合の例	24
④添付書類	30
2 氏名等変更届出書	34
3 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書	35
4 承継届出書	36

I.水質汚濁防止法に基づく届出について

1 届出の概要

山形市内で、水質汚濁防止法で定める特定施設^{※1}を設置しようとするときには、山形市長あて届出が必要です。(公共用水域^{※2}に水(汚水及び雨水等)を排出する場合。例えば、下水道に接続する場合でも、雨水が敷地外に出る場合は届出が必要です。)

なお、平成24年6月1日の水質汚濁防止法改正により、有害物質使用特定施設^{※3}、又は有害物質貯蔵指定施設^{※4}を設置しようとするときは、公共用水域に一切の水を排出しない場合でも届出が必要になりました。(例えば、ビルの一面に入居し雨水を排出しない事業所等。)

山形県生活環境保全条例により特定施設から排出される水を地下浸透させることは禁止されております。

- ※1 カドミウム等の有害物質を含む排水、又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものである排水を排出する施設で、政令で定めるもの。(特定施設の種類一覧参照)
- ※2 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路
- ※3 特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設のこと。
- ※4 有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び政令で定める指定物質(ホルムアルデヒド等56項目。詳しくはお問い合わせください。)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設。

2 届出の種類

届出が必要な事項及び届出期限等

手続きが必要な事項	届出条項	届出の期限
1 特定施設を設置しようとするとき (公共用水域に水(汚水及び雨水等)を排出するものに限る。)	法第5条 第1項	設置工事着手の日の 60日前まで
2 有害物質使用特定施設を設置しようとするとき(1 の場合を除く) 有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	法第5条 第3項	設置工事着手の日の 60日前まで
3 特定施設が法改正等により新たに追加された際、 現にその施設を設置しているとき	法第6条 第1項	特定施設となった日 から30日以内

<p>4 すでに届け出た次の各号のいずれかを変更しようとするとき</p> <p>(1) 法第5条第1項関係</p> <p>ア 特定施設の構造</p> <p>イ 特定施設の使用の方法</p> <p>ウ 汚水等の処理の方法</p> <p>エ 排出水の汚染状態及び量</p> <p>オ 排出水に係る用水及び排水の系統</p> <p>(2) 法第5条第3項関係</p> <p>ア 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造</p> <p>イ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備</p> <p>ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法</p> <p>エ 有害物質に係る用水及び排水の系統又は貯蔵される有害物質に係る購入及び搬出の系統</p>	<p>法第7条</p>	<p>変更工事等着手の日の60日以上前まで</p>
<p>5 氏名（法人の場合は代表者）、名称、住所、工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき</p>	<p>法第10条</p>	<p>変更した日から30日以内</p>
<p>6 特定施設の全部又は一部を廃止したとき</p> <p>※有害物質使用特定施設の場合、土壤汚染対策法第3条1項の手続きが必要</p>	<p>法第10条</p>	<p>変更した日から30日以内</p>
<p>7 特定施設に係る届出者の地位を承継したとき</p>	<p>法第11条第3項</p>	<p>変更した日から30日以内</p>

3 届出の提出先

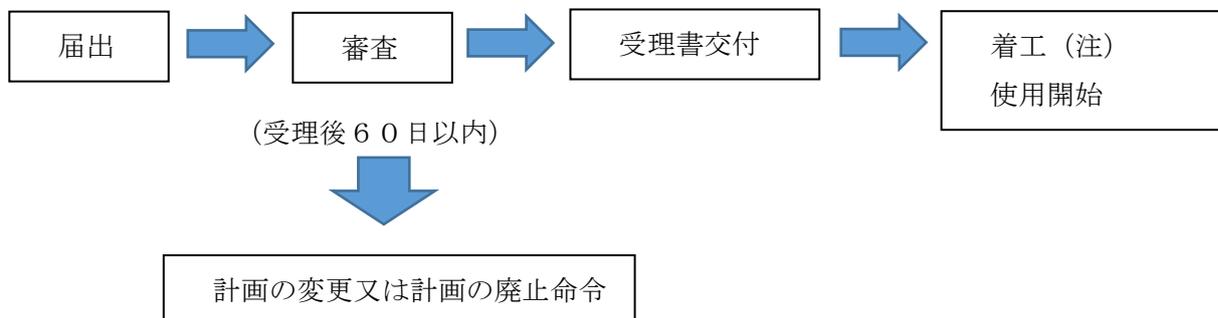
山形市における水質汚濁防止法の届出先は、次のとおりです。

<p>山形市環境部環境課</p> <p>〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25</p> <p>TEL : 023-641-1212 内線 684・685・676</p> <p>FAX : 023-624-9928</p> <p>メール : kankyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp</p>

4 届出の流れ

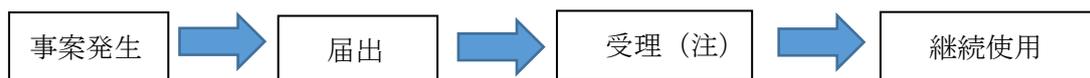
① 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出及び

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等（施設の構造及び使用方法、汚水等の処理の方法）
変更届出の場合



(注) 着工は、届出の受理日から60日経過後となります。ただし、実施制限の解除が通知された場合はこの限りではありません。

② 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出の場合



(注) 受理書の交付はありません。

③ 氏名等変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出の場合



(注) 受理書の交付はありません。

5 届出に必要な書類

提出書類は2部提出してください。1部は控えとしてお返しします。

◎：必須 ○：届出内容により必要

		設 置		構造等変更		使 用		変 更	廃 止	承 継
		法第5条		法第7条		法第6条		法	法	法
		第1項	第3項	法第5条第1項	法第5条第3項	法第5条第1項	法第5条第3項	第10条	第10条	第11条
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書	様式第1	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
氏名等変更届出書	様式第5							◎		
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書	様式第6								◎	
承継届出書	様式第7									◎
特定施設等の構造	別紙1	◎		○		◎				
特定施設等の設備	別紙1の2	○		○		○				
特定施設等の使用の方法	別紙2	◎		○		◎				
汚水等の処理の方法	別紙3	◎		○		◎				
排出水の汚染状態及び量	別紙4	◎		○		◎				
排出水に係る用水および排水の系統	別紙6	◎		○		◎				
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12		◎		◎		○			
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13		◎		◎		○			
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14		◎		◎		○			
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水および排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15		◎		◎		○			
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	◎		○		◎				
汚水処理の系統図	任意様式	◎		○		◎				
特定施設の構造図	任意様式	◎		○		◎				
汚水処理施設の構造図	任意様式	◎		○		◎				
汚水処理施設の設計計算書	任意様式	◎		○		◎				
特定事業場付近の見取図	任意様式	◎		○		◎				
事業場全体の配置図	任意様式									
(1) 特定施設の設置場所										
(2) 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所		◎		○		◎				
(3) 汚水処理施設の設置場所										
(4) 排水溝の位置										
(5) 汚水、排水の導水経路										

- ・構造等の変更届出の場合、変更点がない部分の別紙は省略してもよい。

(例) ①特定施設に変更がなく、汚水処理施設のみの変更する場合

様式第1、別紙3、別紙4（内容によっては別紙6も必要）を提出。

②下水道接続する場合

様式第1、別紙3、別紙4、別紙6を提出。

- ・変更前後を対照する等、変更点が明確にわかるように記載すること。
- ・特定施設が3以上の時は、一覧表等により整理すること。

Ⅱ. 記入例

① 第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設を設置する場合の例

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

令和2年 2月 1日

山形市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

届出者 印

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	/		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	/		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設の場合、別紙2（使用の方法）については、以下の点に留意すること

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料〇のとおり)
能力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)
設置年月日	年 月 日 ※使用届の場合に記入。以下同様	年 月 日
工事着手予定年月日	2020年9月24日	2020年9月24日
工事完成予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
使用開始予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2020年9月24日	2020年9月24日
工事完成予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
使用開始予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 配管については、 地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること </div>	

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1		B-2		
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		66 電気めっき施設		
設置場所	めっき工場棟1階		めっき工場棟1階		
操業の系統	クロメート処理を行うもの (資料6 工程図のとおり)		△△めっきを行う (資料6 工程図のとおり)		
使用時間間隔	10時～16時		10時～16時		
1日当たりの使用時間	6時間		6時間		
使用の季節的変動	6月～12月のみ使用		6月中旬～7月中旬 100%稼動 12月中旬～1月下旬 30%稼動 その他 70%稼動		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	(使用濃度) <前処理工程(酸浸)> (希釈して表面処理(前処理)に使用) 硫酸 0.5kg/日(1wt%) <クロメート処理工程> (希釈、溶解させクロメート浴として使用) 硫酸 0.17kg/日(1wt%) 無水クロム酸 3.3kg/日(20wt%)		<前処理工程> □□ △kg/日(△wt%) <△△処理> □□ △kg/日(△wt%)		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	3.2		3.2	
	亜鉛	10	20	10	20
	六価クロム	10	40	10	40
	クロム	10	40	10	40
	単位: mg/L(pH除く)				
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	2.0	4.0	2.0	4.0	
その他参考となるべき事項	六価クロム使用				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	工程系排水処理施設				浄化槽				
処理施設の設置場所	資料2 配置図のとおり				資料2 配置図のとおり				
設置年月日	2010年9月25日				2010年9月25日				
工事着手予定年月日	年 月 日				年 月 日				
工事完成予定年月日	年 月 日				年 月 日				
使用開始予定年月日	年 月 日				年 月 日				
種類及び型式	連続式				浄化槽(40人槽) 〇〇(株) △△型 型00□000000				
構造	鉄筋コンクリート(構造図は、資料7のとおり)				FRP(構造図は、資料7のとおり)				
主要寸法	全体8m×10m×2m(各槽の寸法は、資料7のとおり)				全体5m×2m×2m(各槽の寸法は、資料7のとおり)				
能力	20m ³ /日				8m ³ /日				
処理の方式	連続式(油水分離、加圧還元、凝集沈殿、ろ過、中和等)				嫌気ろ床接触ばっ気方式				
処理の系統	資料8(工程フロー図)のとおり				同左				
集水及び導水の方法	床面排水を集水溝で集め、埋設管で処理施設まで導水(経路は、資料5のとおり)				資料5のとおり				
使用時間間隔	10時～18時				連続				
1日当たりの使用時間	8時間				24時間				
使用の季節変動	なし				なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	水酸化ナトリウム 2kg/日(中和) 硫酸 2kg/日(中和) 亜硫酸水素ナトリウム 2kg/日(加圧還元) PAC 20kg/日(凝集沈殿)				次亜塩素酸カルシウム 適量(消毒剤)				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目 単位:mg/L(pH除く)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	3.2~10.5	6.4~8.0			5.0~9.0	6.4~8.0		
	BOD	20	4	40	6	150	10	200	15
	SS	50	10	100	15	180	15	250	20
	n-ヘキサン抽出物質	50	2	100	3				
	亜鉛	20	0.05	30	0.2				
	六価クロム	2	<0.02	40	0.05				
	クロム	2	0.05	40	0.1				
銅	1	<0.01	3	0.01					
量(m ³ /日)	12	12	19	19	5	5	8	8	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	・廃油(50kg/月) ・スラッジ(600kg/月)は、脱水した後、産業廃棄物処理業者に処理委託予定				・汚泥(2m ³ /月)は、一般廃棄物として処理する。				
排出水の排出方法	排水口1→水路→〇〇川(排水口の位置は、資料5のとおり)				同左				
その他参考となるべき事項	放流槽にpH自動記録系及び警報機を設置								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

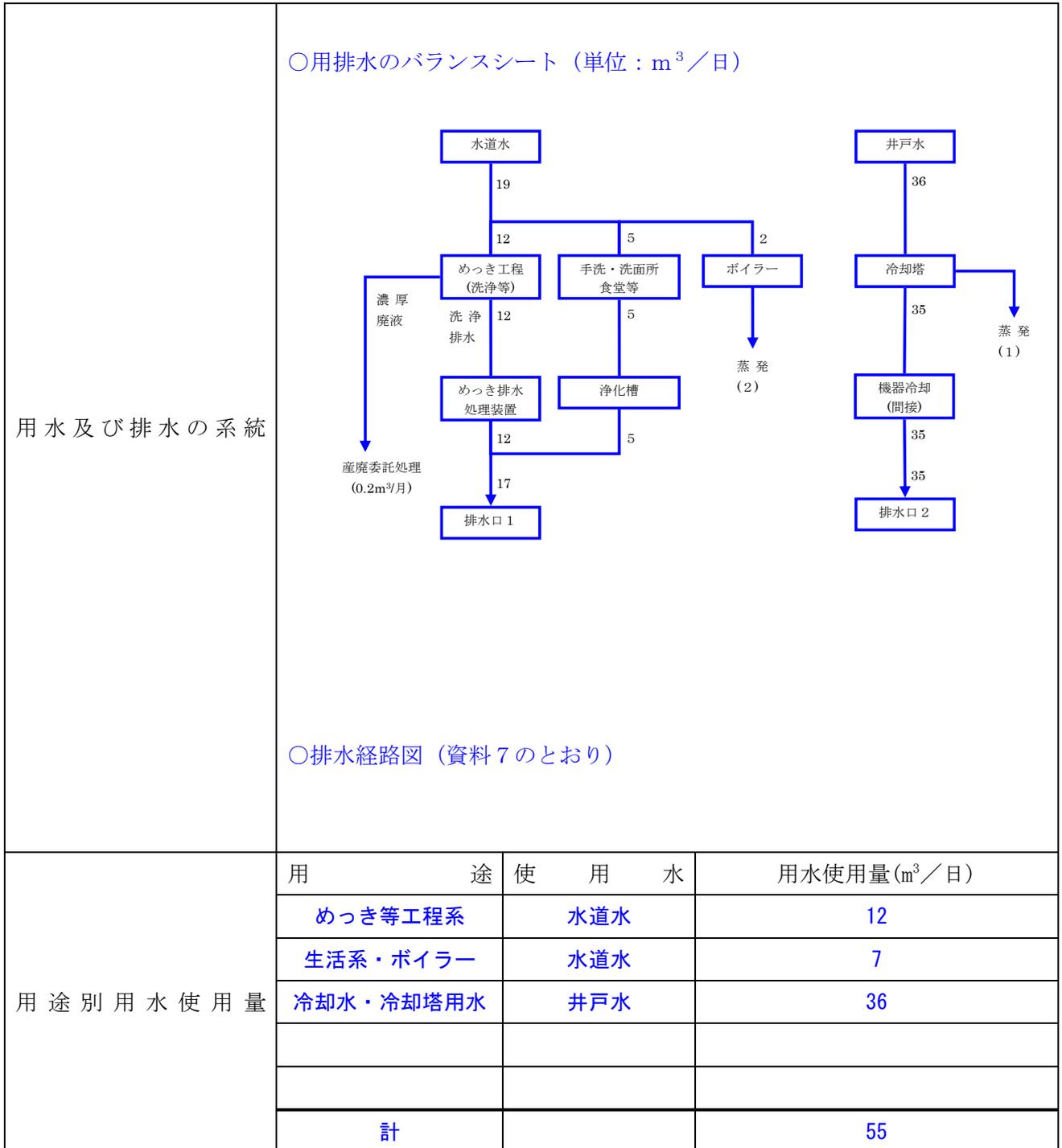
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1 (工程・生活排水)		排水口 2 (間接冷却水・雨水)	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.4~8.0		6.4~8.0	
	BOD	10	15		
	SS	15	25		
	大腸菌群数(個)	0	1,000		
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	2	3		
	溶解性鉄	0.05	0.2		
	亜鉛	0.05	0.2		
	溶解性マンガン	<0.01	0.01		
	六価クロム	<0.02	0.05		
	クロム	0.05	0.1		
	銅	<0.01	0.01		
	単位: mg/L				
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		17	24	35	40
その他参考となるべき事項		設計値の根拠については、資料12を参照			

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



②第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設（雨水を含め、公共用水域に排水のない事業場）を設置する場合の例

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

令和2年2月1日

山形市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

届出者 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（~~第6条第1項又は第2項、第7条~~）の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	/		※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	/		※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	/		
	△特定施設の使用の方法	/		
	△汚水等の処理の方法	/		
	△排出水の汚染状態及び量	/		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	/		
△排出水に係る用水及び排水の系統	/			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	/		
	△有害物質使用特定施設の構造	/		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	/		
	△汚水等の処理の方法	/		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	/		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	/		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
型 式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料〇のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止 ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2020年9月24日	2020年9月24日
工事完成予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
使用開始予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 配管については、 地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケース も考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること </div>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
設置場所	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
操業の系統	〇〇処理を行う ※原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。	▲▲めっきを行う
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時～16時
1日当たりの使用時間	4時間	6時間
使用の季節的変動	なし	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<前処理行程> 〇〇 <〇〇処理> □□	<前処理行程> 〇〇 <めっき行程> □□
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載する(届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため)。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

別紙15（新規）

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

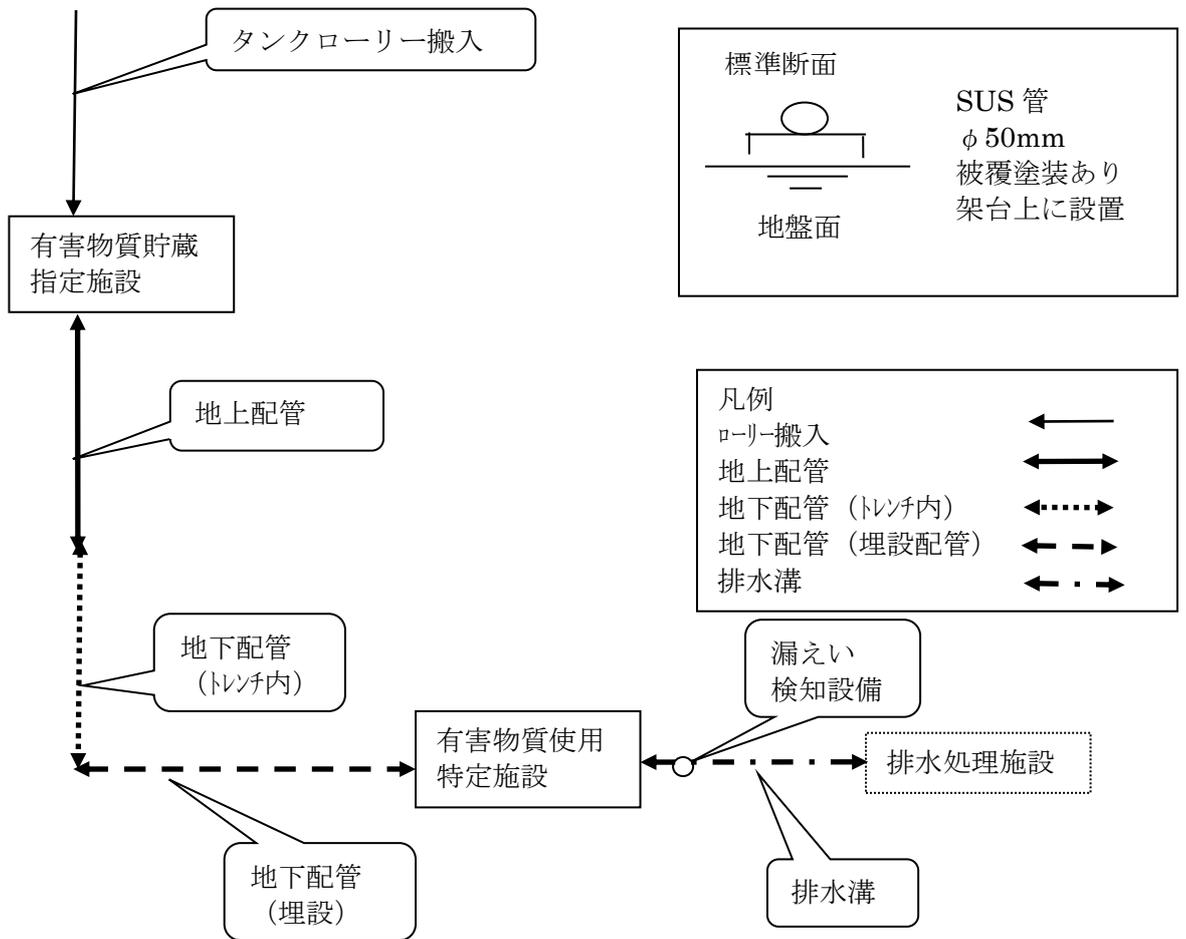
<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>水道水 ↓ めっき工程（洗浄等） ↓ めっき排水処理装置 ↓ 排水口</p> <p>※必要に応じ用水及び排水の系統がわかる図面を添付する</p>		
<p>用途別用水量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量(m³/日)</p>
	<p>めっき等工程</p>	<p>水道水</p>	<p>1 2</p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

○用水及び排水の系統及び搬入及び搬出に関する図面について

用水及び排水の系統については、これまでの特定施設においては図面等に記載していたところもあった。水濁法第5条第3項の規定に基づく届出においては、有害物質使用特定施設の場合、「その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」（したがって、有害物質が流れない雨水、生活排水等の系統については、記載は不要である）を、有害物質貯蔵指定施設の場合「その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を記載することとしているが、どのような設備（配管、排水溝）を通過しているかが分かるような形で記載する。

記載例：（模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載する）



③有害物質貯蔵指定施設を
設置する場合の例

様式第1（第3条関係）（表面）

~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書~~

令和2年7月24日

山形市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

届出者 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の種類	/		※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	/		※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	/		
	△特定施設の使用の方法	/		
	△汚水等の処理の方法	/		
	△排出水の汚染状態及び量	/		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	/		
△排出水に係る用水及び排水の系統	/			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の種類	/		
	△有害物質使用特定施設の構造	/		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	/		
	△汚水等の処理の方法	/		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	/		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	/		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1 化学工場のケース	C-1 めっき工場のケース
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (〇〇 社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇 社製 △△)
構 造	ステンレス製（構造図は資料〇のとおり）	ポリエチレン製（構造図は資料〇のとおり）
主 要 寸 法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
能 力	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
配 置	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量〇m ³ ） ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2020年9月24日	2020年9月24日
工事完成予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
使用開始予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、バルブ、フランジ	なし
構造	ステンレス製	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること </div>
主要寸法	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	
配置	化学工場の屋外から化学工場の1階 (配置は、資料〇のとおり)	
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	2020年9月24日	2020年9月24日
工事完成予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
使用開始予定年月日	2020年10月1日	2020年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	化学工場の屋外から化学工場の1階 (資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (資料〇のとおり)
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	5分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン(〇~〇%)	シアンを含む廃液(含有率〇~〇%)
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

別紙15（新規）

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>（化学工場の例） 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日1000L</p> <p>（鍍金工場の例） 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>※必要に応じ搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付する</p>		
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

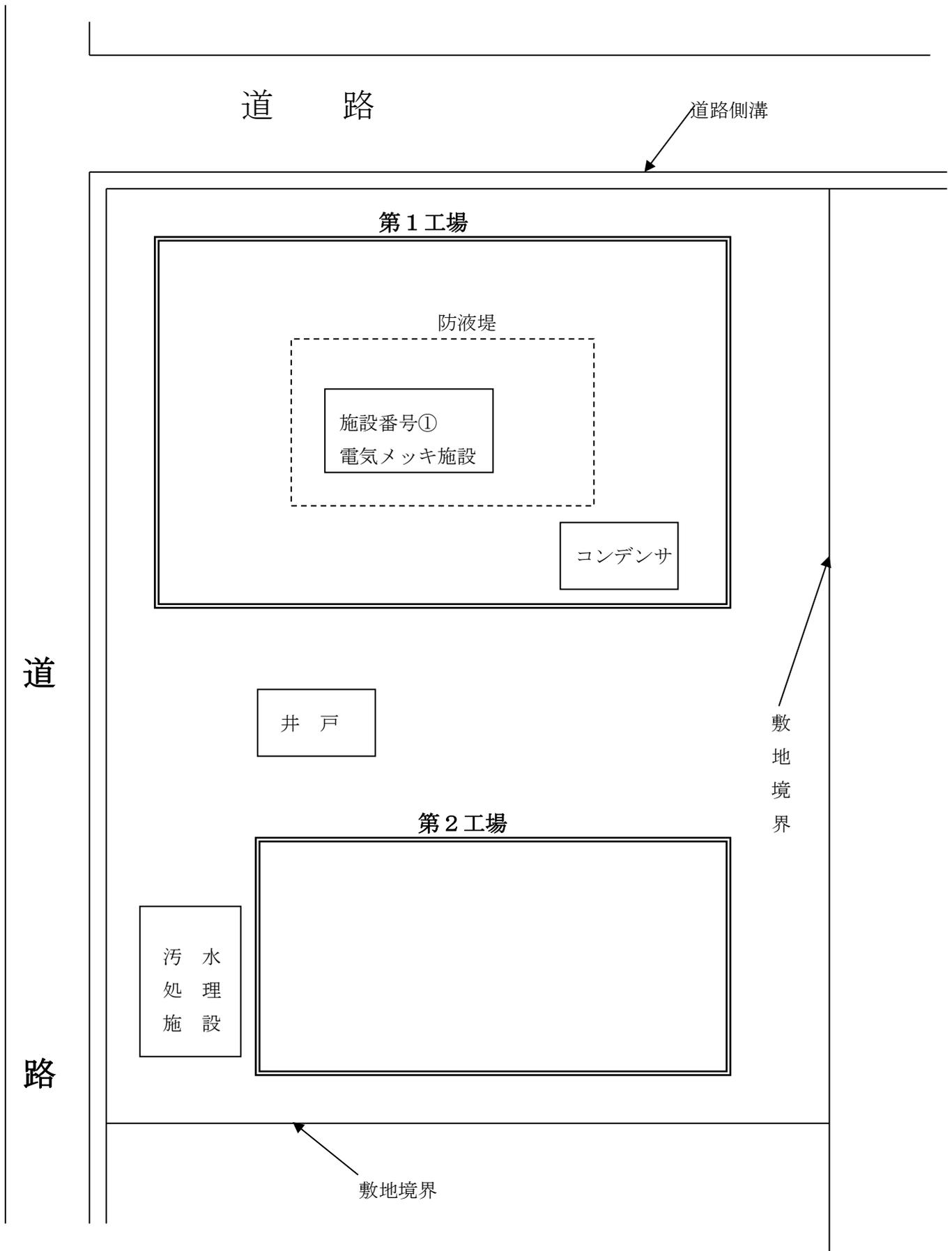
添付図面等の作成上の注意点

- 1 特定施設等の構造図
 - ・特定施設等の構造、形状、寸法等を記載すること。
 - ・特定施設等の構造等がわかれば、カタログ等でもよい。
- 2 特定施設等配管図（図－2参照）
 - ・特定施設等の配置がわかるように、配置図に特定施設等の番号を記載すること。
 - ・有害物質等を使用している事業場は、配管、排水溝、防液堤、貯蔵指定施設等の飛散、流出及び浸透防止措置に関する状況を図面等に記載すること。
- 3 操業の系統図（図－3参照）
 - ・特定施設等を使用する工程における原料から製品までの操業の系統を記載すること。
 - ・旅館業、飲食店等のサービス業については添付不要。
- 4 汚水処理施設の構造図
 - ・汚水処理施設の構造、形状、寸法等を記載すること。
 - ・汚水処理施設の構造等がわかれば、カタログ等でもよい。
- 5 汚水処理の系統図
 - ・汚水処理の系統をフローシート形式にして記載すること。
- 6 汚水の集水及び導水の方法、排出水の排出方法に関する図面（図－6参照）
次の事項が記載されていること。
 - ・事業場の敷地全体（敷地境界が明確なもの）
 - ・汚水処理施設の設置場所
 - ・汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水経路
 - ・汚水処理施設から排水口までの経路
 - ・排水口の位置（排水口の名称を記載すること）
- 7 工場案内図
住宅地図等に事業場の位置を明確にすること。
- 8 汚水処理施設の設計計算書
 - ・設計条件（原水の水量及び水質、処理水の水量及び水質）を明確にすること。
 - ・汚水処理施設における各工程の処理能力算定根拠を示すこと。

*各図面共通の留意事項

- ・添付図面は次により色付けを行うこと。
特定施設等：黄色 汚水処理施設：緑色 敷地境界：茶色
用水：青色 汚水：赤色 処理水：青色 雨水：青色
- ・添付図面はできる限り日本工業規格A4とすること。

図-2 特定施設及び污水处理施設の配置図



図－3 操業の系統図

(綿織物の染色加工工程)

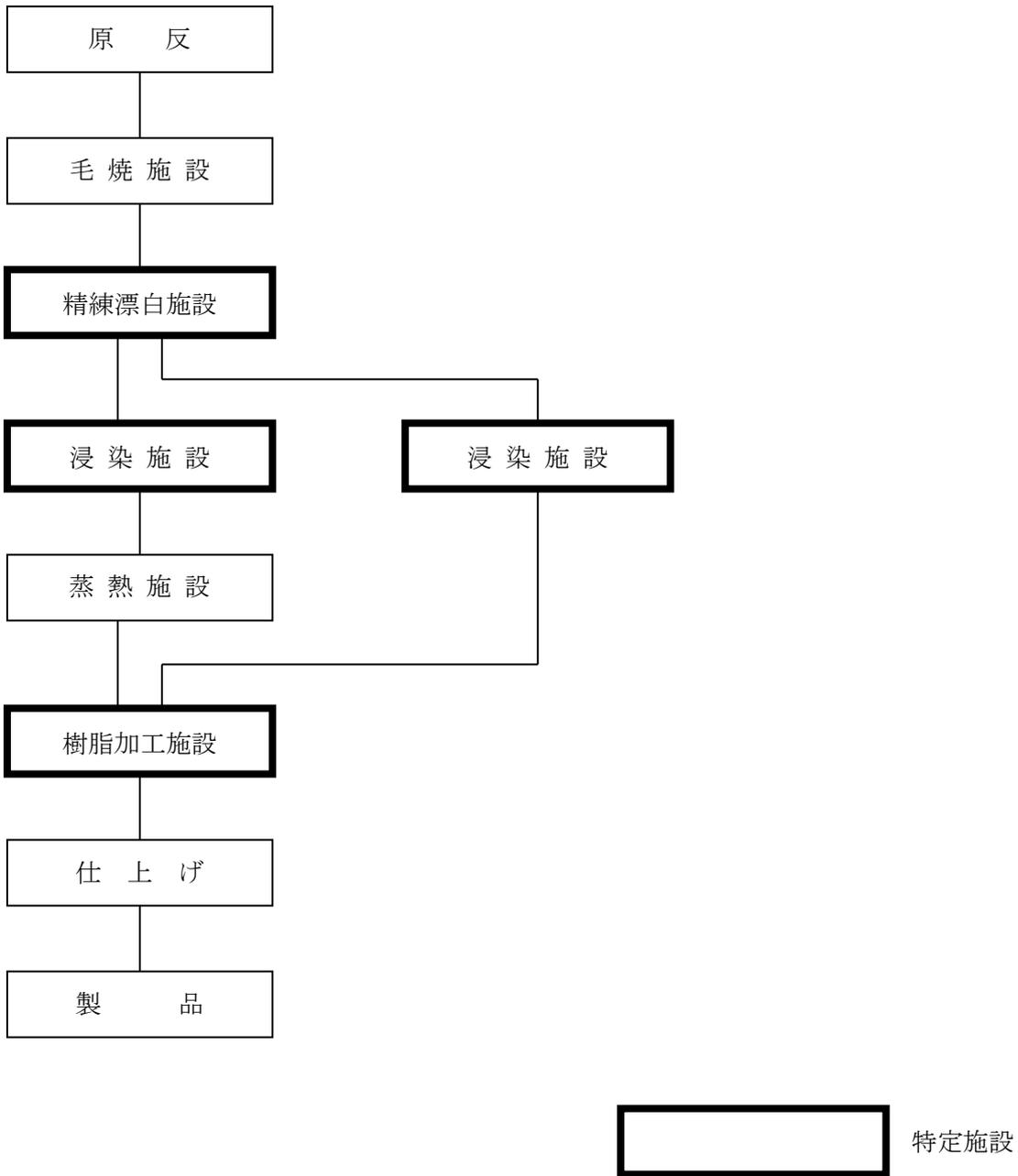
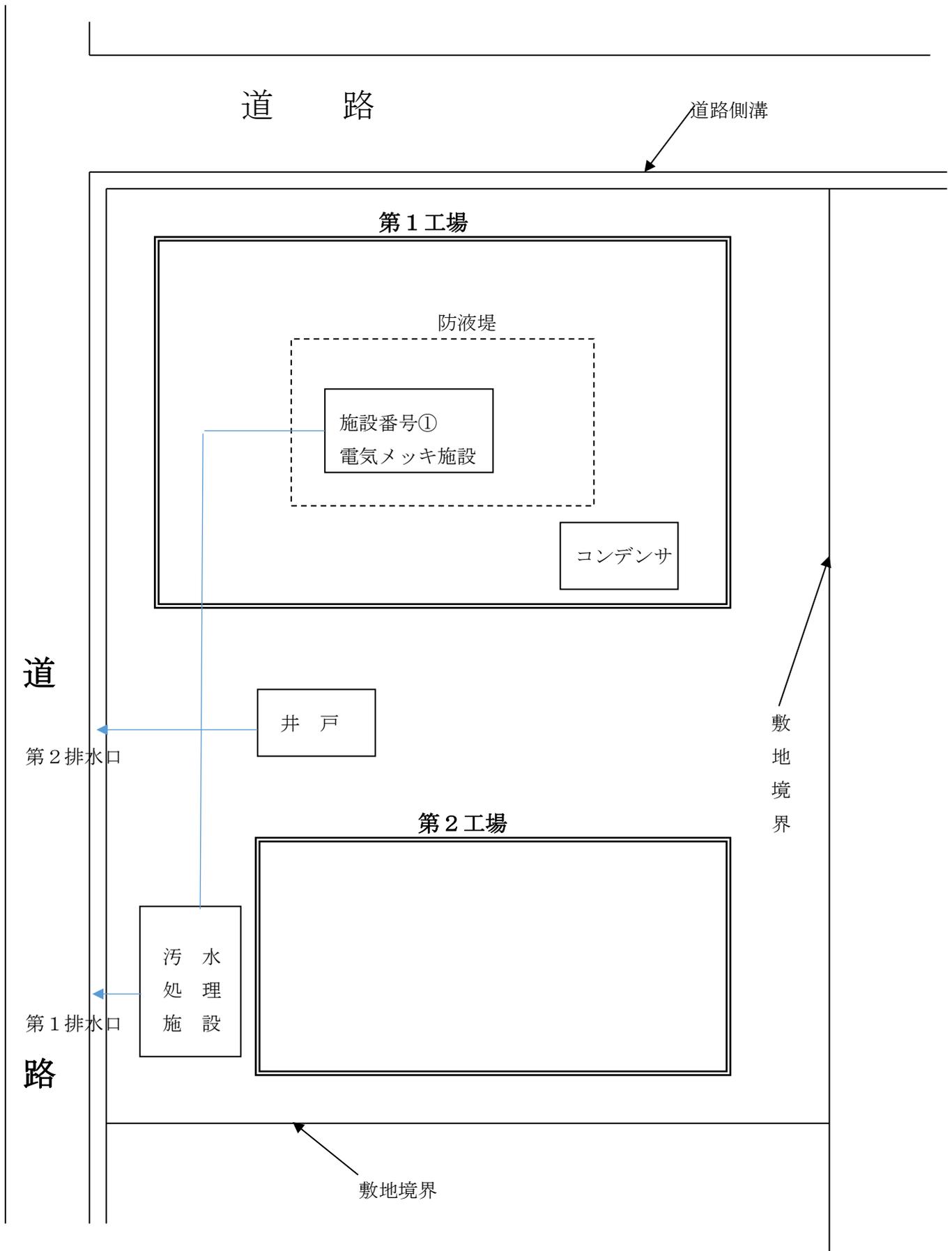


図-6 汚水の集水及び導水の方法、排出水の排出方法に関する図面



様式第5（第7条関係）

氏名変更等届出書

〇〇 2年 4月 1日

山形市長 〇〇 〇〇 様

住所 山形市旅籠町二丁目3番25号

届出者 名称 山形市役所株式会社

氏名 代表取締役 山形太郎

印

氏名（~~名称、住所、所在地~~）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 蔵王一郎	*整理番号	
	変更後	代表取締役 山形太郎	*受理年月日	
変更年月日		〇〇 2年3月10日	*施設番号	
変更の理由		代表者変更のため	*備考	

- 備考 1 *印の欄には、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3

有害物質使用特定施設を廃止した場合、土壤汚染対策法の対象となるので注意。
事前に環境課へご相談ください。

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

〇〇 2年 4月 1日

山形市長 〇〇 〇〇 様

住所 山形市旅籠町二丁目3番25号

届出者 名称 山形市役所株式会社

氏名 代表取締役 山形太郎

印

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	山形市役所株式会社 旅籠町事業所	*整理 番号	
工場又は事業場の所在地	山形市旅籠町二丁目 3番25号	*受理 年月日	
特定施設の種類	66号 電気メッキ施設 (施設番号3)	*備考	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別添図面のとおり		
使用廃止の年月日	〇〇 2年 3月 10日		
使用廃止の理由	老朽化のため		

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

承 継 届 出 書

〇〇 2年4月15日

山形市長 〇〇 〇〇 様

住所 山形市旅籠町二丁目3番25号

届出者 名称 山形市役所株式会社

氏名 代表取締役 山形太郎

印

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	山形市役所株式会社 旅籠町事業所	*整理 番号	
工場又は事業場の所在地	山形市旅籠町二丁目 3番25号	*受理 年月日	
特定施設の種類	66号 電気メッキ施設 65号 酸による表面処理施設	*備考	
特定施設又は有害物質貯蔵 指定施設の設置場所	所在地に同じ		
承継の年月日	〇〇 2年4月1日		
被 承 継 者	氏名又は名称	山形太郎	
	住所	山形市旅籠町二丁目 3番25号	
承継の原因	法人化のため		

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。